枚方京田辺環境施設組合監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第199条第1項及び第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年1月31日

枚方京田辺環境施設組合 監査委員 分 林 義 一 監査委員 岡 市 栄 次 郎

1. 監査の対象

(1) 対象

枚方京田辺環境施設組合事務局

(2) 対象事務

令和6年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査実施日

令和6年12月25日(水)

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、可燃ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事の進行に伴い、電気工事、設備工事等の様々な種類の工事が同時に進められていくため、安全管理を第一に作業工程を適切に監理するとともに、膨大化する事務の処理についても、引き続き慎重かつ適正に進めるよう要望する。

【意見・要望事項】

特になし